

平成 30 年 12 月定例会

平成 30 年 12 月 4 日

# 市長説明要旨



本日、平成 30 年 12 月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、ユネスコ無形文化遺産の登録についてであります。

第 13 回ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会において、「男鹿のナマハゲ」を含む来訪神行事「来訪神：仮面・仮装の神々」が、日本時間の先月 29 日、午後 4 時 42 分にユネスコ無形文化遺産への登録が決議されました。

登録の歴史的瞬間を見届けるため、審査が予定されていた、先月 28 日と、翌 29 日に市庁舎 1 階市民ホールを会場に、パブリックビューイングを実施いたしました。登録が決定した 29 日のパブリックビューイングには、10 社を超える報道機関が取材に訪れ、登録決定の瞬間を集まった約 120 名の方々と喜びを分かち合いました。

翌 30 日には東京の都道府県会館において、来訪神行事保存振興全国協議会によるユネスコ無形文化遺産登録記念会見を行い、全国 10 行事の内、9 行事の自治体関係者や保存会の方々、更に有識者も加えた 17 名が同席いたしました。

会見には、テレビ、ラジオ、新聞、観光情報誌などの報道機関 31 社が取材に訪れ、来訪神行事の紹介とともに、男鹿の自然・文化の素晴らしさについて、情報発信を行いました。

ナマハゲ行事は男鹿の誇るべき文化であり、この文化が世界に認められたことは大変誇らしく、行事の保存・伝承の励みになります。

この登録を契機として、ナマハゲ行事を地域の「元気」につなげるとともに、この文化の魅力を国内外に発信し、観光振興にも

努めてまいります。

次に、防災行政無線拡声子局の倒壊についてであります。

先月 23 日早朝、野石字水上台地内に設置している防災行政無線拡声子局が倒壊する事案が発生いたしました。

原因につきましては、本市に風雪注意報が発表され、大瀉アメダスで最大瞬間風速 19.1 メートルを観測したことから、支柱である鋼鉄製パンザマストが強風の影響を受けたものと推測しているほか、支柱の根元部分が劣化していたことも要因の一つと考えております。なお、倒壊による人的物的被害はありませんでした。

現在、同様事案の発生を防止するため、防災行政無線拡声子局 149 基の内、支柱に鋼鉄製パンザマストを使用している 23 基について、緊急点検作業を実施しているところであります。

次に、突風による被害についてであります。

先月 25 日、午後 5 時 40 分頃、船越地区において、突風により住家の屋根剥離等の被害が発生いたしました。

災害発生の要因となった現象等を把握するため、秋田地方気象台は翌 26 日、建築物の被害が集中した範囲を中心に現地調査を実施しております。突風をもたらした現象の特定には至らなかったものの、この突風の強さは、風速約 50 メートルと推定しております。

被害状況につきましては、住家 5 棟と非住家 3 棟で屋根剥離等の被害がありました。なお、被害総額については、現在調査中でありま。

次に、自転車のイベントについてであります。

10 月 21 日に、オガーレを発着点として、自転車で男鹿市内を走る「秋のなべっこライド 2018」を開催いたしました。当日は絶好

の秋晴れの下、参加者 118 名の方々には、西海岸をはじめとした男鹿半島の絶景や、だまこ鍋などの秋の味覚を存分に堪能していただけたものと感じております。

また、男鹿線では、JRとしては県内初の試みとして自転車と一緒に乗車できる団体列車「男鹿サイクルトレイン」を運行していただきました。乗客は、男鹿駅ではホームに段差なくスムーズに移動することができ、好評であったと伺っております。

次に、マレーシア・タイ王国へのトップセールスについてであります。

先月 6 日から 11 日にかけて、マレーシア及びタイ王国へのトップセールスとして、知事とともに新たなインバウンド誘客へ向け、現地旅行代理店でのセールスや観光イベントでの PR を行ってまいりました。

また、タイ王国のワチュラウッド王立学校と、教育交流の拡大推進のための業務協力について、覚書を取り交わしてまいりました。

両国につきましましては、今後、インバウンドの新たなターゲットとして誘客を推進してまいります。

次に、市内小中学生の活動についてであります。

10 月 14 日に大阪府堺市で開催された第 15 回全日本中学生女子相撲大会において、潟西中学校 3 年の石川玲愛さんが軽量級で優勝しました。

次に、第 31 回秋田船方節全国大会についてであります。

先月 18 日に、男鹿市民文化会館を会場に開催し、市内外から約 500 人のご来場がありました。

今大会では 4 部門で総勢 83 名のエントリーがあり、一般の部で

北浦の男鹿海洋高校 3 年の高橋真理香さんが最優秀賞並びに内閣総理大臣賞を、年少者二部で男鹿東中学校 3 年の目黒菜々香さんが最優秀賞並びに文部科学大臣賞をそれぞれ受賞しました。

秋田船方節は、民謡王国秋田県を代表する唄であり、これを末永く後世に伝承するべく、今後とも大会を盛り上げてまいります。

次に、観光の状況についてであります。

本年 8 月から 10 月における観光客の日帰り客数は、8 月が 58 万 1,157 人、9 月が 23 万 3,202 人、10 月が 19 万 9,061 人で、昨年同期と比較して 8 月が 21.8 パーセントの増、9 月が 47.4 パーセントの増、10 月が 31.6 パーセントの増となっております。

また、宿泊客数は、8 月が 1 万 7,523 人、9 月が 1 万 2,125 人、10 月が 1 万 3,526 人で、昨年同期と比較して 8 月が 3 パーセントの減、9 月が 18.2 パーセントの減、10 月が 14.1 パーセントの減となっております。

日帰り客数は、オガレのオープン以降の波及効果や各種イベントによる集客数の増もありましたが、一方で週末の天候不順などにより客足が伸びない施設も見受けられました。

宿泊客数は、昨年度開催されたねんりんピックやジオパーク全国大会などの宿泊を伴う大きなイベントがなかったことに加え、男鹿桜島リゾートホテルきららかが 9 月末日で休館した影響により、9 月と 10 月が大幅に減少したものと考えております。

次に、オガレの状況についてであります。

11 月末現在の来場客数は、約 36 万人で、レジ通過者数では約 15 万人と伺っており、今年度の目標人数 18 万人に対し 81.5 パーセントの達成率となっております。

市としましては、今後も年末イベントをはじめとし、運営会社

が実施する多彩な事業に協働するなど、関係人口の増と地域産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、雇用情勢についてであります。

10月末現在の秋田県の有効求人倍率は1.51倍となっております。

ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は1.15倍となっており、昨年同期と比較して0.06ポイントの増となっております。

次に、農業の状況についてであります。

水稻は、8月以降の天候不順に加えて、9月下旬の日照不足により、粒の肥大が進まなかったことから、本市を含む県中央部の作況指数は、96の「やや不良」となっております。

J A秋田なまはげや主食集荷業者によりますと、主食用米の買入れ状況は、出荷契約数量17万5,000俵に対し、11月末現在の買入れ数量は14万2,000俵、約81パーセントとなっております。

メロンは、販売単価で5パーセント、出荷数量で20パーセント程度前年を下回り、販売金額は前年対比約92パーセントの1億4,358万円となっております。

和梨は、収穫期に相次いだ台風の影響により、幸水、南水、秋泉を中心に落果や擦り傷果等が発生し、出荷数量が減少しております。特に主力品種の幸水は、計画出荷数量の約50パーセントと大幅に減少し、和梨全体の出荷数量では、計画出荷数量の77パーセントとなっております。なお、秋田県農業共済組合によりますと、果樹共済加入農家に対する共済金については、年内に支払う予定であると伺っております。

転作大豆は、刈取り作業が終了し、現在、選別作業を進めているところであります。

また、秋田県たばこ耕作組合によりますと、葉たばこは、今月 5 日から出荷が始まる予定であります。6 月下旬の強風雨や収穫期の度重なる降雨、台風等の影響により、前年対比で 10 アール当たり 35 キログラム、15 パーセント程度の減収が見込まれると伺っております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年 1 月から 10 月までの漁獲量は 2,954 トン、漁獲金額は 9 億 7,094 万円で、昨年同期と比較し、漁獲量で 65 トン、2 パーセントの増、漁獲金額で 771 万円、1 パーセントの減となっております。

また、今年の花ハタの沖合底曳き網漁は、9 月 20 日に初水揚げがあり、11 月 29 日現在の漁獲量は 67 トンとなっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 75 号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例については、市単独運行バスについて、潟西北部線を廃止し、潟西線及び船越線を追加するものであります。

次に、議案第 76 号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び宿日直手当の額を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 77 号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するもので



あります。

次に、議案第 78 号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 79 号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部改正に伴い、条文を整理するものであります。

次に、議案第 80 号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地域防災力の充実強化を図るため、従来の消防団員に加えて、退職消防団員等による機能別団員を新たに創設するものであります。

次に、議案第 81 号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成が可能となったことにより、選挙運動費用に関する公費負担の限度額を定めるものであります。

次に、議案第 82 号男鹿市高齢者福祉対策基金条例を廃止する条例については、同基金を廃止するものであります。

次に、議案第 83 号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例については、敬老祝金の支給金額を改め、本市外へ転出した住所地特例者を対象者にすることを明確にするものであります。

次に、議案第 84 号船川港金川多目的広場管理条例の一部を改正する条例については、同広場の利用を有料化することに伴い、同施設の利用料金を改めるものであります。

次に、議案第 85 号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する

条例については、奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を延長するものであります。

次に、議案第 86 号男鹿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例については、文化財保護に関する事務を市長が担当できるようにするものであります。

次に、議案第 87 号男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例については、利用者の利便性の向上を図るため、平日の利用時間を延長するものであります。

次に、議案第 88 号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道事業における手数料について、非課税取引による消費税を徴収する規定を改めるものであります。

次に、議案第 89 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、大仙美郷環境事業組合が平成 31 年 3 月 31 日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び同組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議するものであります。

次に、議案第 90 号平成 30 年度男鹿市一般会計補正予算第 5 号については、現年公共土木施設災害復旧事業費のほか、給与改定及び職員の異動調整等による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 1 億 4,400 万円を追加するものであります。

次に、議案第 91 号から議案第 94 号までの各特別会計の補正予算についてであります。

本 4 件は、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

議案第 91 号平成 30 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算

第 2 号については、歳入歳出それぞれ 886 万円を減額するものであります。

議案第 92 号平成 30 年度男鹿市診療所特別会計補正予算第 1 号については、歳入歳出それぞれ 1 万 2,000 円を追加するものであります。

議案第 93 号平成 30 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算第 1 号については、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ 7,355 万 4,000 円を追加するものであります。

議案第 94 号平成 30 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号については、歳入歳出それぞれ 170 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 95 号平成 30 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算第 1 号については、入院外来収益及び経常経費並びに資本関係費の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整等による人件費などを措置したもので、収益的収支の収入で 1 億 2,114 万 7,000 円の減額、支出で 8,799 万円の減額、資本的収支の収入で 904 万 2,000 円の減額、支出で 616 万 8,000 円の減額を見込んだものであります。

次に、議案第 96 号から議案第 100 号までの各事業会計の補正予算についてであります。

本 5 件は、収支全般の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整等による人件費などを措置したものであります。

議案第 96 号平成 30 年度男鹿市上水道事業会計補正予算第 1 号については、収益的収支の収入で 1,702 万 6,000 円の減額、支出で 284 万 5,000 円の減額、資本的収支の収入で 726 万 2,000 円の増額、支出で 656 万 3,000 円の減額を見込んだものであります。

議案第 97 号平成 30 年度男鹿市ガス事業会計補正予算第 1 号については、収益的収支の収入で 134 万 5,000 円の減額、支出で 518 万 6,000 円の増額、資本的収支の収入で 462 万円の減額、支出で 964 万 2,000 円の減額を見込んだものであります。

議案第 98 号平成 30 年度男鹿市下水道事業会計補正予算第 1 号については、収益的収支の収入で 293 万円の減額、支出で 1,156 万 7,000 円の減額、資本的収支の収入で 3,759 万 5,000 円の減額、支出で 4,526 万 7,000 円の減額を見込んだものであります。

議案第 99 号平成 30 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算第 1 号については、収益的収支の支出で 105 万円の減額を見込んだものであります。

議案第 100 号平成 30 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算第 1 号については、収益的収支の収入で 35 万円の減額、支出で 197 万 6,000 円の減額を見込んだものであります。

次に、報告第 8 号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分については、市公用車接触事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

